

## 入所選考基準の見直し案のポイント

### 1 入所選考基準の基本的な仕組み

- ・希望園のなかで、【基本指数】 + 【調整指数】が高い児童から順に入園決定
- ・【基本指数】 + 【調整指数】が同点の場合は、【優先項目】の優先順位が高い項目に該当する児童から順に入園決定

### 2 見直しのポイント

令和4年4月待機児童数7人を踏まえ、入所希望者全入を見据えた優先順位の検討。

入所選考基準の基本的な仕組みは変更せず、以下の観点から見直しを実施した。

#### (1) 理解しやすい制度

##### 【指数、優先項目の再整理】

基本指数、調整指数、優先項目に位置付ける項目を以下の通り整理する。

- ① 基本指数：保育を必要とする理由に沿って、保育の必要度に応じて点数化したもの
- ② 調整指数：保護者・児童に係る配慮すべき事情に応じ、点数を調整するもの
- ③ 優先項目：基本指数+調整指数が同点の場合に、さらに詳細に保育の優先度を順位付けするもの

あわせて、基本指数+調整指数=点数で差異化が図れるよう、5点刻みの点数差を細分化する。細分化にあたっては、基本指数の類型を優先項目で重ねて評価していた類型のうち、上位4つは基本指数を引き上げ、下位4つは基本指数を引き下げることで対応。中間2つ（居宅外就労・居宅内就労）は同点としたうえで（2）働き方の多様化への対応にあわせて整理。

（引き上げ）父母の不存在、災害、疾病、出産

（引き下げ）看護・介護、就学、就労内定・就学予定、求職

##### 【条件の明確化】（基本指数）

難病者⇒難病等医療費助成制度による定義

感染症⇒感染症予防法による定義

就業・事業開始に必要な施設⇒職業能力開発促進法等に基づく定義

学校⇒学校教育法に基づく定義

#### (2) 働き方の多様化への対応

★就労要件を1日当たり勤務時間から週の総労働時間に改める（基本指数）

★定期的利用保育事業における利用条件を1日当たり利用時間から、週の総利用時間に改める（調整指数）

★居宅外就労、居宅内就労の区分を廃止（基本指数）↓週3日以上居宅外就労している者を優先に変更（優先項目）

#### (3) 多子世帯への配慮

↑既に兄弟姉妹が在籍する園への入園（第6優先項目）⇒（第3優先項目）に変更

- ↑小学校卒業前児童が3人以上いる世帯（優先項目）➡（調整指数）に変更  
★特別支援学校（高等部を除く）の児童がいる世帯を追加（調整指数）
- (4) ヤングケアラーへの配慮
- ★ひとり親の場合の同居親族の有無による区別を廃止（調整指数）
  - ★保育が可能な同居者の要件から16歳以上18歳未満を除外したうえで、（優先項目）  
➡（調整指数）に変更
  - ★調整項目にヤングケアラーがいる場合を追加（調整指数）
  - ↑単身赴任者を（第4優先項目）➡（第2優先項目）に変更
- (5) 障害者への配慮
- ★難病者を身体障害者の類型に追加（基本指数）
  - ★身体障害者手帳、愛の手帳所持者に上位階層を追加（調整指数）
  - ↑入所児童が障害者である場合（第2優先項目）➡（第1優先項目）に変更
- (6) 地域型保育事業選択へのインセンティブ
- ★地域型保育事業所に在園しているを追加（調整指数）
- (7) 住民となった時期への配慮
- ★保護者の住定日の平均が長い人を優先するを追加（優先項目）
- (8) 育児休業継続希望者への対応
- ↑育児休業継続希望者本人の基本指数を適用しない（基本指数）➡当該世帯の指数（基本指数・調整指数）を適用しない
- (9) 保育所・幼稚園等就業者の確保
- ★幼稚園・保育園に就労（予定）であるを追加（調整指数）
  - ↑幼稚園・保育園に就労（予定）であり、幼稚園教諭・保育士資格を有する（優先項目）  
➡（調整指数）に変更
- (10) 就労状況の不明確さへの対応
- ↑保護者の状況（就労日数等）が6か月以上継続している（優先項目）➡（調整指数）に変更
  - ★就労を開始してから1か月分の実績がない場合を追加（調整指数）
  - ↓3か月以上雇用契約の80%以下の勤務（調整指数）➡勤務状況等が雇用契約等と乖離がある（調整指数）

### 3 今後のスケジュール

審議会での意見を踏まえ、保護者代表（西東京市保育連絡共有会）と意見交換を実施し、次回審議会までに調整を進めていく。